

総合海洋政策本部参与会議について

1. 設置根拠(総合海洋政策本部令(平成19年政令第202号)(抄))

(参与会議)

第一条 総合海洋政策本部に、参与会議を置く。

2 参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。

3 参与会議は、参与十二人以内をもって組織する。

4 参与は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2. 参与一覧(令和4年12月時点)

(座長) 田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長

(座長代理) 内藤 忠顕 日本郵船株式会社取締役会長

(参与) 井上 登紀子 東京海上日動火災保険株式会社執行役員

岩並 秀一 三菱重工業株式会社顧問/元海上保安庁長官

尾形 武寿 公益財団法人日本財団理事長

坂本 隆 深田サルベージ建設株式会社常務取締役

佐藤 徹 東京大学大学院教授

田島 芳満 東京大学大学院教授

中田 薫 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事

西村 弓 東京大学大学院教授

原田 尚美 東京大学大気海洋研究所国際・地域連携研究センター教授

村川 豊 株式会社NTTデータ特別参与/元海上幕僚長